

低炭素社会形成に係る基本方針 後期推進方策

再生可能エネルギーの最大限導入をめざして

平成29年3月

山形県置賜総合支庁

目次

I	低炭素社会の実現に向けて	1
1	基本方針の見直し	1
2	進捗状況	2
(1)	山形県エネルギー戦略に基づく取組み状況	2
(2)	置賜地域の取組み状況	3
3	基本方針（後期）の考え方	8
(1)	施策の展開期間	8
(2)	施策の目指す姿	8
(3)	導入の方向性	9
(4)	進行管理	9
(5)	役割分担	9
II	置賜地域における再生可能エネルギー導入の推進方向	10
1	木質バイオマス	10
2	中小水力	11
3	太陽光・太陽熱	12
4	風力	13
5	雪氷熱	14
6	温泉熱	14
7	畜産資源等	15
8	地中熱	15
9	地域でのエネルギーに関する取組み項目	16
9-1	高性能大容量蓄電池	16
9-2	市民ファンド	17
III	置賜地域における代替エネルギー導入の推進方向	18
1	天然ガス	18
IV	置賜地域における省エネルギーの推進方向	19
1	家庭・事業所等における省エネルギーの推進	19

I 低炭素社会の実現に向けて

1 基本方針の見直し

置賜総合支庁では、「山形県エネルギー戦略」のエネルギー政策推進プログラムの展開期間である平成32年度（2020年度）までの置賜地域における低炭素社会形成の実現に向けた基本的な方向性と推進方策を示した『低炭素社会形成に係る基本方針』（以下、「基本方針」）を平成25年7月に策定し、取組みを進めてきた。その結果、管内の再生可能エネルギー導入が一定程度進んだ。

策定時から、政府のエネルギー政策を巡る状況等について、以下のような変化があった。

① エネルギー基本計画の策定

政府は平成26年4月に決定したエネルギー基本計画に基づき、平成42年度（2030年度）の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）を平成27年7月に決定している。この中で電源構成については太陽光や風力などの再生可能エネルギーの割合を22～24%と倍増させる見通しが示されている。

更に、省エネルギー、再生可能エネルギーをはじめとする関連制度を一体的に整備する「エネルギー革新戦略」を平成28年4月に決定している。本戦略を通じて、エネルギー投資を促し、エネルギー効率を大きく改善させ、「強い経済」と「CO₂抑制」の両立を実現していくことを目指す。

② 電力システム改革

平成25年4月に閣議決定された「電力システム改革に関する改革方針」において、3段階からなる改革の全体像が示され、各段階の実施に必要な措置を定めた電気事業法の改正案が国会で成立した。

第1段階の「広域系統運用の拡大」として、災害時の地域を越えた電力融通や全国大電力供給の取りまとめなどを行う「電力広域的運用推進機関」が平成27年4月に設立された。

第2段階として平成28年4月から電力小売完全自由化が実施された。これにより、再生可能エネルギーや分散型エネルギーの活用、地産地消による新しい発電事業者や小売事業者の参入が見込まれている。

第3段階として電力市場における活発な競争を促す「送配電部門の中立性の確保」が平成32年4月から実施予定である。

③ 固定価格買取制度の見直し

小売電気事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業者から政府が定めた買取

価格、買取期間による電気契約の申込があった場合に応じるよう義務付ける「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が平成24年7月からスタートしたが、発電設備の設置が比較的容易で買取価格が割高だった太陽光発電に新規参入が集中する事態が生じた。予想を上回るペースで再生可能エネルギー導入が進み、このままでは安定供給が出来なくなるとし、電力会社は平成26年10月から固定価格買取制度に基づく契約受け入れを一時中断する事態となり、その後、平成27年1月26日から買取手続きを再開した。

これを受けて、平成28年2月には再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担の抑制の両立を図るため、①未稼働案件の発生を踏まえた認定制度の創設、②コスト効率的な導入などを柱とする電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部が改正され、平成29年4月から実施する予定である。

④ 規制緩和や手続きの簡素化の進展

上記の他、再生可能エネルギー導入拡大に向けて、様々な規制・制度改革が行われた。主なものは以下のとおりである。

- ・農山漁村再生可能エネルギー法により設備を整備する場合、農地の転用や自然公園内の行為等に関する手続きがワンストップ化された。
- ・環境アセスメント手続きの迅速化に向けた取り組みを行った。
- ・農地におけるソーラーシェアリングについて、設備の設置における農地法の転用許可の取扱いが明確化された。
- ・中小水力発電の従属発電（既に河川法上の水利使用許可を受け取水している用水等を利用して行う発電）の手続きが簡素化された。（許可制→登録制）

こうした政府の動きや事業環境の変化を踏まえ、県では、県エネルギー戦略の実現に向け具体的政策の展開方向を定めた「エネルギー政策推進プログラム」の中間見直しを行うこととなった。上位計画に位置付けられる同プログラムが見直しされることから、置賜総合支庁が策定した「基本方針」も環境変化や進捗状況等を踏まえ、後期（概ね平成29年度から）の推進方策等の見直しを行うものである。

2 進捗状況

(1) 山形県エネルギー戦略に基づく取組み状況

山形県は、「山形県エネルギー戦略」（平成24年3月策定）では、平成42年度（2030年度）まで発電能力で100万kW（電源と熱源の総和、電力換算）の新たなエネルギー資源の開発を目指し、各種施策を実施してきた。

平成28年3月末現在の、県全体のエネルギー資源開発目標の進捗状況は次のとおりである。

○平成28年3月末現在

	戦略における開発目標 平成42年度(2030年度)	戦略策定後の導入量 平成28年(2016年)3月末
発電	87.7万kW	37.0万kW
風力発電	45.8万kW	5.5万kW
太陽光発電	30.5万kW	22.5万kW
水力発電	2.0万kW	1.9万kW
その他	9.4万kW	7.1万kW
熱利用	13.8万kW	3.2万kW
バイオマス熱利用	3.4万kW	2.3万kW
その他	10.4万kW	0.9万kW
	101.5万kW	40.2万kW

エネルギー種別ごとにみると、太陽光発電とバイオマス発電が好調な一方で、風力発電と熱利用が低調となっており、各種別間でバランスの取れた導入の促進が課題となっている。

(2) 置賜地域の取組み状況

「基本方針」では、①再生可能エネルギー（一般家庭・事業所を含む小規模事業・大規模事業を除く）の地域導入と②省エネルギーの推進により、CO₂を削減し、低炭素社会の形成を目指している。

具体的には、①平成28年度(2016年度)までに地域分散型エネルギーによるCO₂削減量3.5万t、②1人1日1kg削減行動12万人参加(平成32年度(2020年度))を目標としている。

置賜地域の再生可能エネルギーの導入状況、及びCO₂の削減量は次のとおりである。(置賜総合支庁調べ)。太陽光発電、小水力発電、バイオマス熱利用の導入が進んできている。

※CO₂削減量については、平成29年度(2017年度)～平成32年度(2020年度)までの目標は別途定める。その際、算出に際してより実態に即したものとなるよう熱量換算係数を見直すこととする。

○置賜地域における再生可能エネルギー導入量(置賜総合支庁調べ)

◇平成28年3月31日現在(一般家庭、事業所を含む小規模事業・大規模事業を除く)

①kW 表記のエネルギー

エネルギー種	H28年3月末(計画含む)	熱量換算
太陽光発電	10,441.6 kW	80,387.17 GJ
風力発電	10.3 kW	203.01 GJ
中小水力発電	1,385.1 kW	54,600.64 GJ
バイオマス(kW)	3,468.0 kW	148,818.38 GJ
kW 計	15,305.0 kW (a)	284,009.21 GJ(b)

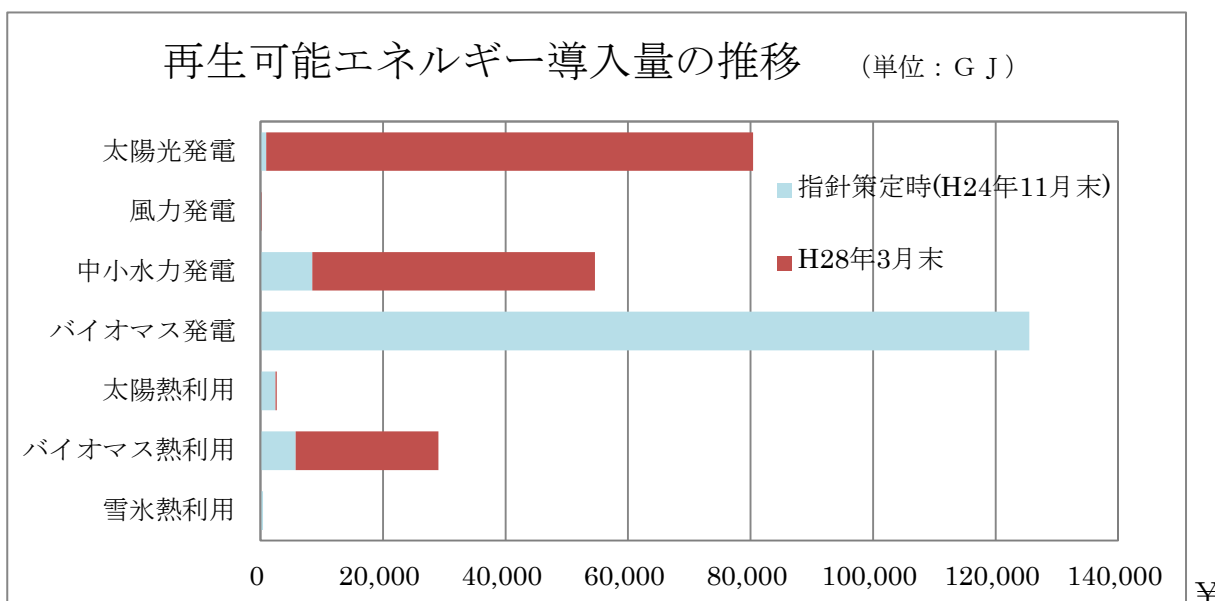
②GJ 表記のエネルギー

エネルギー種	H28年3月末(計画含む)	出力換算
太陽熱利用	2,640.0 GJ	1,257.17 kW
バイオマス熱利用	5,733.9 GJ	212.37 kW
雪氷熱利用	399.3 GJ	13.31 kW
GJ 計	8,773.2 GJ(c)	1,482.85 kW(d)

熱量合計(b)+(c)=292,782.41

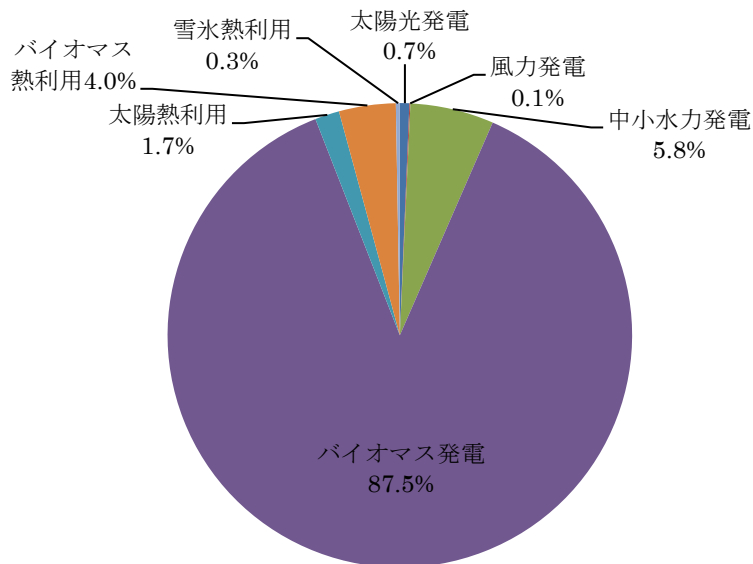
出力合計(a)+(d)=16,787.87

CO₂換算量 4.4万t

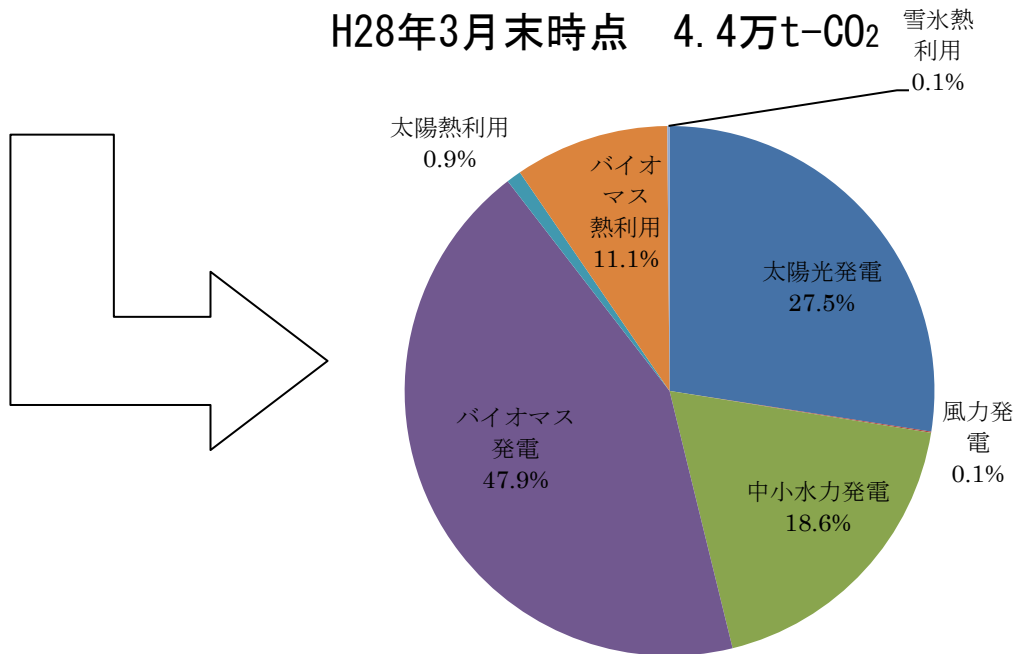


■地域分散型エネルギー導入によるCO₂削減状況
 → 2. 2万t (平成28年(2016年)3月末)

指針策定時点 (H24. 11. 30) 2.2万t-CO₂



H28年3月末時点 4.4万t-CO₂



■1人1日1kg削減行動→ 5. 1万人 (平成28年(2016年)3月末)

「基本方針」策定後の置賜地域における再生可能エネルギー等に関連する主な動向は以下のとおりである。

① 中小水力

- ・野川小水力発電所（長井市寺泉地内、出力 198kW）が平成 26 年 10 月に発電を開始したほか、水窪ダム（米沢市、出力 763kW）、東幹線用水路（高畠町竹森、出力 114kW）の小水力発電所が平成 28 年度から運転開始された。
- ・土地改良区が管理する農業水利施設を活用した小水力発電導入に向けた取組みが今後も計画されている。

② 廃棄物

- ・千代田クリーンセンターに設置された『置賜広域行政事務組合発電所』は現在順調に稼動中である。場内施設（焼却・リサイクルプラザ棟、管理棟）に電気を供給しており、余剰電力は、東北電力（株）に売却している。

③ 木質バイオマス

- ・南陽市文化会館（南陽市、H25）、小国小学校（小国町、H25）、健康管理施設げんき館（高畠町、H25）、米沢栄養大学（米沢市、H25）等の公共施設を中心に木質バイオマスを燃料とするボイラーが導入された。
- ・米沢南工業団地で木質バイオマス発電所が建設中であり、平成 30 年 1 月から商業運転開始の予定である。また、長井市寺泉でも建設中であり、平成 29 年 6 月商業運転開始を目指している。
- ・白鷹町では N P O が中心となり「木の駅プロジェクト」^{*}の取組みが平成 26 年度から始まっている。

※「木の駅（集積所）」に間伐材を出荷した者に地域限定通貨で還元する取組み

- ・置賜地域ペレットエコポイント事業^{*}が山形県ペレットエコポイント事業コンソーシアムを実施主体として平成 27 年度から始まった。

※ペレットの普及や温暖化防止を図るため、ペレットの購入者へエコポイントを発行し、エコポイントを使ってペレットや地域農産物や環境にやさしい商品などと交換できる事業

④ 農業・畜産資源等のバイオマス

- ・もみ殻を原料とする燃料「モミガライト」の製造販売が小国町で行われている。

⑤ 太陽光

- ・平成 24 年 7 月から始まった固定価格買取制度により、遊休地等を活用したメガソーラーが建設されたほか、家庭や事業所での導入が進んだ。
- ・グリーンニューディール基金事業により、防災拠点施設とされている公共施設

(庁舎、学校等) への太陽光発電設備の導入が進んだ。(平成 24～27 年度)

⑥ 太陽熱

- ・主に住宅の屋根を使用する太陽光発電設備と競合する面があり、固定価格買取制度による売電に支えられた太陽光発電設備と比較して低位に推移している。

⑦ 風力

- ・内陸部での事業可能性を探るため、県は平成 26 年 11 月から 1 年間にわたり、栗子峠（米沢市）で風況調査を実施し、その結果を公表している。また、出ヶ峰（飯豊町）でも平成 28 年 11 月から 1 年間にわたり、風況調査を実施している。

⑧ 雪氷熱

- ・置賜総合支庁で、雪を活用した農作物の乾燥技術、冷房技術の実証試験、研修会等を行った。

⑨ 温泉熱・地中熱

- ・小野川温泉（米沢市）で温泉熱を利用したバイナリー発電の実証試験が平成 27 年度から実施されている。また、小野川温泉、赤湯温泉、湯沼温泉で温泉熱を利用したヒートポンプの導入が進んだ。

⑩ 天然ガス

- ・パイプラインが置賜地域を東西に横断し、その維持管理のために 8 箇所バルブ・ステーションが設けられているが、LNG 単価と電力価格の問題及び企業・個人の設備更新等のランニングコストが相当な額になることから、事業化に向けた動きはない。

3 基本方針（後期）の考え方

(1) 施策の展開期間

平成29年度（2017年度）から平成32年度（2020年度）までとする。

山形県エネルギー戦略によるエネルギー政策推進プログラムの展開期間の終期と同時期までとする。

(2) 施策の目指す姿

次の2つの施策でCO₂を削減し、低炭素社会の形成を目指す。

① 再生可能エネルギーの地域導入（一般家庭、事業所を含む小規模事業を促進）

[平成32年度（2020年度）まで]

・地域分散型（地産地消）エネルギーによるCO ₂ 削減量	2.6万t
CO ₂ 削減効果	平成27年度 2.4万t ←熱量 157千GJ:出力換算 24,000kW
	平成32年度 5.0万t ←熱量 323千GJ:出力換算 47,000kW

※CO₂削減量の算出に際しては、より実態に即したものとなるよう熱量換算係数を従前から見直している。

※平成32年度の熱量・出力は、山形県エネルギー戦略の伸び率を考慮し算出したもの

※策定時はデータがなかったが、現在は資源エネルギー庁のHP等で把握できるようになったことから小規模分も含める。（大規模分は従前どおり含めず。）また、温泉熱利用を新たに算定に加える。

- ・代替エネルギーへの転換に向けた機運醸成

② 省エネルギーの推進

地球温暖化対策（県民の率先行動によるもの）

県民：1人1日1kg削減行動 普及率60%⇒12万人の参加者を目指す

置賜の人口	226,989人（H22国勢調査）
目標年次	平成32年（2020年）の県全体人口の推移▲14.4%見込み
置賜	平成32年（2020年）人口200,000人（見込み）
参考値：排出量削減量を換算すると	
	200,000人×1kg×365日×60%÷1000kg = 4.4万t

(3) 導入の方向性

下記の観点で地域の再生可能エネルギー等の導入を進める。

①再生可能エネルギー

ア エリア供給の観点

次のエネルギーによる地域分散型(地産地消)エネルギーの導入

(ア) 木質バイオマス【エリア熱供給】

- ・豊富な森林資源の利活用
- ・市町等での取組み状況や高い導入意識

(イ) 中小水力【エリア電力供給】

- ・急峻山間部と盆地の落差を利用した天候の影響が小さい地産地消エネルギーの活用

(ウ) 温泉熱利用【エリア電熱供給】

- ・高温源泉を有する小野川温泉を始めとした温泉熱の活用

②代替エネルギー

ア エリア供給の観点

(ア) 天然ガス(LNG)【エリア電熱供給】

- ・県内では唯一、地域を横断している天然ガス・パイプラインの活用

(4) 進行管理

置賜地域の産学官金連携組織である「置賜地域低炭素社会形成推進協議会」において、基本方針による施策の進行管理を行う。

(5) 役割分担

- 県・市町等行政機関 …自らの施設への再生可能エネルギー等の導入促進、民間への普及促進
- 研究機関 …再生可能エネルギー等の利用に関する最新知見を活かした研究による先導
- 企業・県民等民間部門 …再生可能エネルギー等の導入、省エネの実践

II 置賜地域における再生可能エネルギー導入の推進方向

今後、概ね4年間における、エネルギー種別ごとの基本的な方向性と推進方策、工程を設定する。推進優先度の高いエネルギーから順に記載していく。

※項目順は、導入の方向性（I 3（3）①）、置賜地域の特性、活用状況等を勘案したものの。

1 木質バイオマス

(1) 基本的な方向性

- ① 置賜地域の豊かな森林資源の活用と森林の健全化の推進
- ② 地球温暖化防止（カーボンニュートラル）に資する循環資源としての活用
- ③ 木質チップ・木質ペレットなど、木質バイオマス燃料の地産地消の推進
- ④ 地域内における資源と資金の循環

(2) 推進方策

- ① 作業路の開設、高性能林業機械の導入により、森林資源の計画的な伐採・運搬、再造林の促進
- ② 公共施設への木質バイオマスボイラーの導入の推進
- ③ 一定量以上の木質バイオマスの需要が期待できる工場や農業施設、観光施設等への木質バイオマスボイラー導入の促進
- ④ 木質バイオマスストーブの一般住宅への導入拡大
- ⑤ 木質バイオマス燃料の低コスト化の推進
- ⑥ 地域活性化と雇用拡大のために、森林資源の収集・活用を行う社会システム（間伐の推進と間伐材活用、「木の駅」プロジェクト、地域通貨、地域エコポイント等）の導入検討
- ⑦ 木質バイオマス利用の普及拡大のための勉強会開催等による意識向上・啓発等
- ⑧ 木質バイオマス発電施設の廃熱利用の促進

◆工程表

	H29	H30	H31	H32
①森林資源の計画的な伐採				

②公共施設への導入 ③民間施設への導入促進 ④一般住宅への導入拡大				公共施設への導入(推進) 一般住宅、工場、農業施設、観光施設等 への導入促進
⑤木質バイオマス燃料の低コスト化 ⑥地域活性化と雇用拡大				木質バイオマス燃料の生産量拡大と低コスト化の検討 需要拡大のための流通システムの検討 地域通貨等の導入による地域活性化・雇用拡大の検討
⑦導入意識向上・啓発等				勉強会・研修会による導入意識向上・啓発等
⑧木質バイオマス発電施設の廃熱利用の促進				木質バイオマス発電施設の廃熱利用の促進

2 中小水力

(1) 基本的な方向性

- ① 置賜地域の豊富な水資源の活用
- ② 地域分散型（地産地消）エネルギーとしての活用
- ③ 河川・ダム・農業水利施設等の活用（中小水力発電）
- ④ 農山漁村再エネ法の活用促進

(2) 推進方策

- ① 国、市町、土地改良区等との情報共有等による連携を強化
- ② 水道施設や土地改良施設への小水力発電の導入促進
- ③ 導入可能性の高いエリアの調査及び導入に向けた検証
- ④ 勉強会開催等による意識向上・啓発等による導入意識向上・啓発等
- ⑤ 小水路へのピコ水力発電の導入検討

◆工程表

	H29	H30	H31	H32
①関係機関との連携強化 ②水道施設・土地改良施設等への導入促進	関係機関との検討会等の実施及び情報収集・共有による連携強化			
③調査・検証	施設所有者への意向調査と既存データの検証等			
④導入意識向上・啓発等	勉強会・研修会による導入意識向上・啓発(市民ファンド活用検討を含む)等			
⑤ピコ水力発電の導入検討	ピコ水力発電の導入検討			

3 太陽光・太陽熱

(1) 基本的な方向性

- ① 住宅や事業所等の建築物における利用推進
- ② 未利用地の活用
- ③ 農山漁村再エネ法の活用促進

(2) 推進方策

- ① 固定価格買取制度・地方公共団体助成制度の活用による太陽光発電・太陽熱利用の促進
- ② 適地の調査及び整備の推進
- ③ 公共施設への導入促進
- ④ ソーラーシェアリング(営農型発電)の導入検討

◆工程表

	H29	H30	H31	H32
①民間への導入の促進	民間への導入の促進			
	買取価格を見据えた普及・促進等			
②適地調査等	民有地を含めた適地調査、整備促進			
③公共施設への導入促進	各種助成制度を活用するなど公共施設への導入を促進			
④ソーラーシェアリング検討	先進事例等による調査・検討			

4 風力

(1) 基本的な方向性

- ① 豊富な賦存量が期待される風力資源の活用
- ② 関係者との情報共有を推進
- ③ 農山漁村再エネ法の活用促進

(2) 推進方策

- ① 風況調査結果を活用し導入を促進
- ② 市町・開発意欲のある事業者との情報共有・意見交換等

◆工程表

	H29	H30	H31	H32
①風況調査結果を活用し導入を促進	県担当部局等が進める事業者誘導、適地抽出等との連携			
	風況調査データの活用			
②市町・事業者との情報共有・意見交換等	市町・事業者との情報共有・意見交換等（小規模風力発電含む）			

5 雪氷熱

(1) 基本的な方向性

- ① 豊富な雪氷資源の活用
- ② 農作物貯蔵や建築物の冷房への推進

(2) 推進方策

行政関係機関、研究機関等と連携しながら、農作物貯蔵や建築物での雪氷熱等利活用を検討する農業者・事業者を支援し、導入を促進

◆工程表

	H29	H30	H31	H32
雪氷熱等利活用方策を検討する農業者、事業者を支援		利活用を検討する農業者・事業者の支援		

6 温泉熱

(1) 基本的な方向性

- ① 高温でそのままでは浴用に適さない源泉の余剰熱エネルギーの活用
- ② 温泉排湯の二次利用

(2) 推進方策

- ① 温泉バイナリー発電の実証試験による成果を踏まえた普及

(注) バイナリー発電：水より沸点の低い液体を熱で沸騰させ、発電機を回す発電方式。

基本方針においては、熱源として温泉水や温泉の蒸気を使うものを温泉バイナリー発電と呼ぶ。なお、熱源には工場の温排水等も一定の温度があれば使うこともできる。

- ② 温泉熱利活用に関する勉強会等を開催し、温泉熱の利活用（温泉熱ヒートポンプ等）を促進

◆工程表

	H29	H30	H31	H32
①温泉バイナリー発電の普及	温泉バイナリー発電の推進			
	温泉バイナリー発電実証試験			
②温泉熱利活用の促進	勉強会等の開催による利活用の促進			

7 畜産資源等

(1) 基本的な方向性

- ① 豊富な畜産資源等の活用
- ② 固定価格買取制度を踏まえたコージェネレーション（発電と熱供給）の可能性を模索

(2) 推進方策

メタン発酵による畜産資源等の活用に向けた調査・検討

◆工程表

	H29	H30	H31	H32
活用に向けた調査・検討	活用に向けた調査・検討			

8 地中熱

(1) 基本的な方向性

気温の変化の影響を受けにくく、一年を通してほぼ一定の範囲内の温度である地下の比較的浅い部分の「熱」の有効利用を推進

(2) 推進方策

- ① 住宅や事業所、農業用施設における活用（創エネ）の促進

- ② 地中熱に関する勉強会等を開催し、地中熱の利活用に関する情報収集・情報共有を推進

◆工程表

	H29	H30	H31	H32
①住宅等の創エネの促進	各種助成制度を活用した住宅や事業所、農業用施設への導入促進			
②情報収集・情報共有の推進	情報収集・情報共有の推進(勉強会等の開催)			

9 地域でのエネルギーに関する取組み項目

9-1 高性能大容量蓄電池

(1) 基本的な方向性

高性能かつ大容量の蓄電池の活用により、地域分散型(地産地消)の再生可能エネルギーの導入を推進

(2) 推進方策

山形大学が取り組む蓄電デバイスの研究開発や、国内外関連企業の誘致、地元関連企業の振興を視野に、中長期的に高性能かつ大容量の蓄電池の利活用を推進

◆工程表

	H29	H30	H31	H32
高性能大容量蓄電池の利活用	山形大学の研究開発			
	蓄電池開発に関わる国内外関連企業の誘致、地元関連企業の振興			

9-2 市民ファンド

(1) 基本的な方向性

風力発電、太陽光発電、小水力発電などの導入に際し、いわゆる「市民ファンド（市民出資）」を形成し、整備促進

(注)「市民ファンド（市民出資）」形成は、匿名組合契約又は擬似私募債等の手法を用いる。置賜地域においては、まだ市民ファンドが活用された事例はないが、広く世界から資金を募ることも可能であり、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、活用が期待される。

(2) 推進方策

県民出資による再生可能エネルギー発電事業を対象とした県登録制度の普及

◆工程表

	H29	H30	H31	H32	
県民ファンドの形成					
		県登録制度の普及			

Ⅲ 置賜地域における代替エネルギー導入の推進方向

天然ガスは、県内でパイプラインが横断する唯一の地域であるという地理的な優位性があるほか、化石燃料の中で最もクリーンなエネルギーであることから、置賜地域での導入に向けた機運の醸成を図っていく。

1 天然ガス

(1) 基本的な方向性

- ① 石油・石炭の代替エネルギーとして二酸化炭素等の排出量が少ない天然ガスの導入を推進
- ② 国の天然ガスシフト、ガスインフラネットワークの拡大の施策と連携
- ③ 置賜地域を横断・通過している天然ガスパイプラインや、LNG受入港からのサテライト方式による活用
- ④ 住宅や工業団地等のエリア供給
- ⑤ 高効率の天然ガス・コージェネレーション（発電と熱供給）の利用

(2) 推進方策

天然ガス導入に係る情報収集、支援策の紹介

◆工程表

	H29	H30	H31	H32
導入に向けた情報収集、支援策の紹介		導入に向けた情報収集、支援策の紹介		

IV 置賜地域における省エネルギーの推進方向

1 家庭・事業所等における省エネルギーの推進

(1) 基本的な方向性

- ① 地球温暖化防止に向けた二酸化炭素排出量の抑制
- ② 東日本大震災を契機とした県民の省エネルギー意識の向上
- ③ エネルギー利用の一層の効率化と持続可能な社会の構築
- ④ 住宅等建築物の省エネルギーの促進

(2) 推進方策

- ① 家庭や事業所等における二酸化炭素排出量の抑制やエネルギー消費の抑制を
県民運動により呼びかけ ～ 地球温暖化防止活動を通じた省エネルギーの普及啓発 ～
- ② 無理のない省エネ・節電の実行
- ③ 行政機関、電力会社、民間組織等の関係機関との連携による省エネルギー施策
の検討
- ④ エコ住宅の普及（山形エコハウス活用による普及啓発、断熱性能の高い省エネ
住宅、再生可能エネルギーの活用、住宅等建築物の低炭素化に貢献する置賜地域
産木材の活用）

◆工程表

	H29	H30	H31	H32
①省エネの普及啓 発	県民運動の展開			
②無理のない省エ ネ・節電	知恵と工夫を活かした節電・ピークカット等			
③省エネルギー施 策の検討	関係機関による省エネ施策の検討			
④エコ住宅の普及	エコ住宅の普及			

